

令和3年9月10日

雇用主の皆様へ

横浜市子ども青少年局長 吉川 直友

緊急事態宣言中の保育所等の対応について（依頼）

令和3年9月9日付で政府による「緊急事態宣言」が延長され、対象期間は令和3年9月30日までとされました。

そのため、保育所等をご利用している保護者の方には、令和3年9月30日まで、ご家庭での保育が可能な場合においては、保護者の皆様へ保育所等をお休みしていただくことを改めてお願いいたしました。

引き続き、保護者の皆様には、仕事を休むことが可能な場合など、ご家庭で保育ができる環境にある場合に保育所等をお休みいただき、必要最小限での利用をお願いしています。

また、雇用主の皆様には改めてのお願いになりますが、子どもに、発熱に限らず、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられる場合には、保育所等をお休みするよう、保護者に改めてお願いしており、保護者である従業員の方が休暇取得を希望された場合には、特段の御配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組が長期化する中、雇用主の皆様におかれましても、様々な取組にご尽力いただいているところではありますが、保育所等に通うお子さんがいらっしゃる従業員の皆様については、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務など、可能な範囲で、御配慮いただくよう、御理解、御協力をお願いいたします。

問い合わせ先：

横浜市子ども青少年局保育・教育運営課

電話：045-671-3564